

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第32回）

### 第1 日時

平成28年6月3日（金） 午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊藤敏孝，遠藤真澄，大澤利弘，栗田和美，佐世芳，関根正昌，内藤晋太郎，福島貴代子，古田浩，堀田香織，吉田正臣（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）藤川浩，岩渕美枝子，河本泰彦，藤川朋子，守安匡，田中教仁，新久綾  
（事務局）加藤裕之，仲稔治，守田由紀子，現王園竜太，鈴木淳平

### 第4 議題

「補導委託について」

### 第5 議事概要

- 1 開会宣言
- 2 新任委員自己紹介（内藤委員，吉田（正）委員）
- 3 退任委員紹介（吉田（久）委員，柳委員）
- 4 外部委員より発表「婦人相談センターの業務について」
- 5 議題「補導委託について」

補導委託制度及びその活用状況について説明した上，補導委託の活性化に向けた取組や補導委託先開拓に向けたアイデアについて意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

- 身柄付き補導委託決定を受けた少年は，外出等，行動を厳しく制限されるのか伺いたい。また，補導委託先で少年が労働に従事した場合，その対価として手当等は支払われるのかについて伺いたい。
- 矯正施設のような行動制限はない。ただし，受託者，裁判官，家庭裁判所調査官の指導の下，定められた生活のルールに従って，規律ある生活を送ってもらうことになる。

また，少年には，原則として，労働の対価として相応の報償金等が支払われる。

- どのような人が補導委託先として認められるのか。経歴等の条件や審査があるのかについて伺いたい。
- 補導委託制度は，民間篤志家の力をいかに活用するかという点に主眼が置かれているため，あらかじめその適格性を審査し，登録する制度をとっている。その際には，

個別面接や現場訪問等を実施し、少年の生活や労働環境として適切かどうか、居住スペースが衛生的に保たれているかという点や、少年の更生に対する候補者の思い、意欲等を総合的に考慮して審査をしている。

- 今後開拓したい補導委託先として、中学卒業から17歳までの少年を預かってもらえる委託先や、居所と食事の提供を受けながら自分で仕事を探すスタイルの委託先が挙げられていたが、具体的にどのような少年を対象にするのかについて伺いたい。
- 家庭の監護能力が著しく乏しいなど、少年の更生のためにはむしろ家庭から離れた方がよい事例もある。年長少年と異なり、中学卒業後間もない少年は、就労の決意が固まっていないことが多く、就労しながら家庭から離れて生活することが難しいため、こうした少年を受け入れてもらえる補導委託先を開拓したいと考えている。
- そのような事例の場合、補導委託中に保護者への働き掛けもなされるのか伺いたい。
- 働き掛けが難しいケースも多いが、補導委託先へ面会に行き、少年が頑張っている姿を目の当たりにして監護意欲を取り戻す保護者もおり、裁判所としても諦めずに働き掛けを続けている。
- 女子少年の補導委託は難しい印象がある。
- さいたまのみならず近隣庁においても、女子少年を受け入れてもらえる身柄付補導委託先はほとんどなく、現状は厳しい。他庁の例ではあるが、自然に囲まれた場所にある寺院が女子少年専用の委託先として登録されており、街中で荒れた生活をしていた女子少年を委託したところ、次第に生活習慣が落ち着いたという例がある。また、洋菓子店を補導委託先として登録している庁もあり、女子少年にとっては、一時的ではあっても憧れの職業を体験したことが更生につながるといった例も報告されている。  
このように多様な選択肢があると、少年の問題性に応じて様々な手当てをすることができるため、多くの社会資源を開拓したいと考えている。
- 少年の更生について即効性のある解決策はなく、官民一体となって取り組んでいく必要があると思う。補導委託先の開拓についても、裁判所が広報活動をしていくことも考えられるのではないだろうか。
- 裁判所では、県下の企業等に対して組織的に広報活動を行っているのかについて伺いたい。
- 少年の更生に熱意がある多様な分野の方に受託者になっていただきたいと考えており、一律に募集することには難しいところがある。現状では、過去又は現在の事件において、実際に少年に関わっている雇主の中で、ぜひ補導委託先になっていただきたい方が見つければ個別に依頼している。また、調停委員や少年友の会、付添人弁護士などからの紹介を通じて依頼することもある。
- 若手弁護士が、子どもの貧困問題等のプロジェクトチームをつくっており、少年問題についても熱心であると聞いているので、話をしてみると良い案があるかもしれない。また、保護司の方のつてを頼るなどして、ネットワークを広げていくこともでき

るのではないか。

- 犯罪を行った少年を受け入れようとする場合、再犯をするのではないか、自分や家族の身の安全はきちんと守られるのかといった恐怖感や不安があつて躊躇してしまう。補導委託先登録の依頼をする際にも、緊急時の態勢や、当該少年の犯罪傾向が収まりつつあること等、受け入れる側の安全面についてきちんと説明し、安心感を持ってもらうことが重要であると思う。
- 補導委託先からは、受託の際の条件や要望などをお聞きしており、それを踏まえて処遇選択をしている。
- 安全の確保という問題はもちろん、経済的なリスクも背負うことになるため、篤志だけで補導委託先になることは難しいと思う。例えば、外国人労働者や障がい者を雇用する企業への補助金と同様に、経済的なリスクを軽減する制度がなければ、補導委託先を広げることは難しいのではないかと思う。
- 少年を受託する際にかかる種々の費用については、家庭裁判所が所要の補償をする制度になっている。
- 本日いただいた御意見を参考として、今後も地道な努力を続けていきたいと考えている。

#### 6 次回テーマ等の選定「家庭裁判所調査官の役割と機能について」

#### 7 閉会宣言

#### 第6 次回日時

平成29年1月25日（水） 午後3時